⑶　融点が3,000度以上のセラミックの複合材料であって、次のいずれかに該当するもの
ア　円筒であって、直径が120ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
イ　管であって、内径が65ミリメートル以上で、厚さが25ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
ウ　塊であって、各辺の長さがそれぞれ120ミリメートル以上、120ミリメートル以上及び50ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの
⑷　人造黒鉛であって、次のいずれかに該当するもの（ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。）
ア　15度の温度で測定したときのかさ密度が１立方センチメートル当たり1.72グラム以上、かつ、粒子の径が100マイクロメートル以下の人造黒鉛であって、次のいずれかに加工することができるもの
㈠　円筒であって、直径が120ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
㈡　管であって、内径が65ミリメートル以上で、厚さが25ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
㈢　塊であって、各辺の長さがそれぞれ120ミリメートル以上、120ミリメートル以上及び50ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの
イ　熱分解黒鉛（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）
ウ　繊維で強化した黒鉛（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）
⑸　ロケット又は無人航空機のレードーム（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用するためのセラミックの複合材料（100メガヘルツ以上100ギガヘルツ以下の範囲のいずれかの周波数における比誘電率が６未満のものに限る。）
⑹　ロケット若しくは無人航空機の先端部、再突入機又はノズルフラップ（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用することができる炭化けい素で強化された未焼成セラミック又は強化された炭化けい素セラミック複合材料
⑺　次のいずれかに該当するタングステン、モリブデン若しくはこれらの合金を主たる構成物質とする粉又はその粉を固めたもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の構造材料として用いることができるものに限る。）
ア　タングステン又はタングステンの含有量が全重量の97パーセント以上の合金の粉であって、その粒子の径が50マイクロメートル以下のもの
イ　モリブデン又はモリブデンの含有量が全重量の97パーセント以上の合金の粉であって、その粒子の径が50マイクロメートル以下のもの
ウ　タングステン若しくはタングステンの含有量が全重量の97パーセント以上の合金又はタングステンの含有量が全重量の80パーセント以上で、かつ、銅若しくは銀を含浸させた合金の粉を固めたものであって、次のいずれかに該当するものに加工することができるもの
㈠　円筒であって、直径が120ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
㈡　管であって、内径が65ミリメートル以上、厚さが25ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
㈢　直方体であって、各辺の長さがそれぞれ120ミリメートル以上、120ミリメートル以上及び50ミリメートル以上のもの
⑻　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であって、次のア及びイ又はウに該当するもの
ア　次のいずれかに該当するもの
㈠　固溶化熱処理段階で20度の温度において測定した最大引張強さが900メガパスカル以上のもの
㈡　析出硬化熱処理段階で20度の温度において測定した最大引張強さが1,500メガパスカル以上のもの
イ　次のいずれかに該当するもの
㈠　厚さが５ミリメートル以下の板又は管
㈡　厚さが50ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が270ミリメートル以上のもの
ウ　引張強さが20度の温度において1,500メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの
⑼　特殊鋼であって、抑制赤煙硝酸又は硝酸に耐食性を有するもの
23　加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであって、次のいずれかに該当するもの（⑴から⑺までに該当するものについては、ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品
⑴　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した航法装置であって、ジャイロスタビライザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したもの
⑵　ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置
⑶　直線加速度計であって、慣性航法装置用又は誘導装置用に使用するように設計したもののうち、スケールファクターの再現性が１年間につき0.125パーセント未満であって、バイアスの再現性が１年間につき0.012263メートル毎秒毎秒未満のもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）
⑷　ジャイロスコープであって、9.81メートル毎秒毎秒の直線加速度の状態におけるドリフトレートの安定性が１時間につき0.5度未満のもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）
⑸　加速度計又はジャイロスコープであって、慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したもののうち、981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの
⑹　⑶若しくは⑸に該当する加速度計又は⑷若しくは⑸に該当するジャイロスコープを用いた装置
⑺　磁気方位センサーであって、次のアからウまでの全てに該当するもののうち、軸数が３のもの
ア　ピッチ角（プラスマイナス90度）及びロール角（プラスマイナス180度）の内部傾き補正を有するもの
イ　緯度プラスマイナス80度の地点における方位角精度の実効値が局所磁場に対して0.5度未満のもの
ウ　飛行制御又は航法システムと統合するように設計したもの
⑻　慣性装置（民間航空機、人工衛星又は地球物理学的調査用の装置に使用されるものを含む。）及びその関連試験装置
24　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した統合された航法システムであって、平均誤差半径が200メートル以下の精度のもの
25　加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　23又は24に該当するものの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置（⑵から⑹までのいずれかに該当するものを除く。）又はこれらの部分品